

令和 7 年 2 月適用分・3 月適用分の

医療 DX 推進体制整備加算のマイナ保険証利用率の設定変更方法

医療 DX 推進体制整備加算の算定時のマイナ保険証利用率について、経過措置が令和 7 年 1 月適用分で終了となるため、令和 7 年 2 月適用分・3 月適用分の設定変更が必要となります。

令和 7 年 2 月適用分については**令和 7 年 2 月 1 日の診療開始前**に、令和 7 年 3 月適用分については**令和 7 年 3 月 1 日の診療開始前**に、**レセプト件数ベースマイナ保険証利用率での再設定**をお願いいたします。設定方法の詳細につきましては、eorca 掲載の「医療 DX 推進体制整備加算の施設基準の設定方法について（2024 年 9 月 27 日版）」を併せてご覧ください。

<https://eorca.sakura.ne.jp/kaitei/2024kaitei/K20240927-01.pdf>

■マイナ保険証利用率と医療 DX 推進体制整備加算について

適用月	マイナ保険証利用率	医療 DX 推進体制整備加算	
令和 7 年 1 月～3 月	30%以上	加算 1	11 点
	20%～29%	加算 2	10 点
	10%～19%	加算 3	8 点

■マイナ保険証利用率について

【原則】適用月の 3 か月前の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」を用いる

【令和 7 年 2 月・3 月の経過措置】

原則 or 適用月の 3 か月前の前月・前々月の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」を用いることも可能

■令和 7 年 2 月適用分・3 月適用分に用いるマイナ保険証利用率について

- ・適用月が令和 7 年 2 月の場合 … 令和 6 年 9 月～11 月診療分の「①レセプト件数ベース利用率」を用いる
- ・適用月が令和 7 年 3 月の場合 … 令和 6 年 10 月～12 月診療分の「①レセプト件数ベース利用率」を用いる
- ・「④オンライン資格確認件数ベース利用率」を用いることはできません、ご注意ください！！

■レセプト件数ベース利用率は医療機関等向け総合ポータルサイトのマイページに掲載されています

R6年5月診療月分 : () はR5.10からの増分
 ①レセプト件数ベース利用率 16% (4%) = ②利用者数 213 / ③外来レセプト件数 1,374 || ④オンライン資格確認
 件数ベース利用率 12% = ⑤利用件数 229 / ⑥オンライン資格確認システム利用件数 1,955

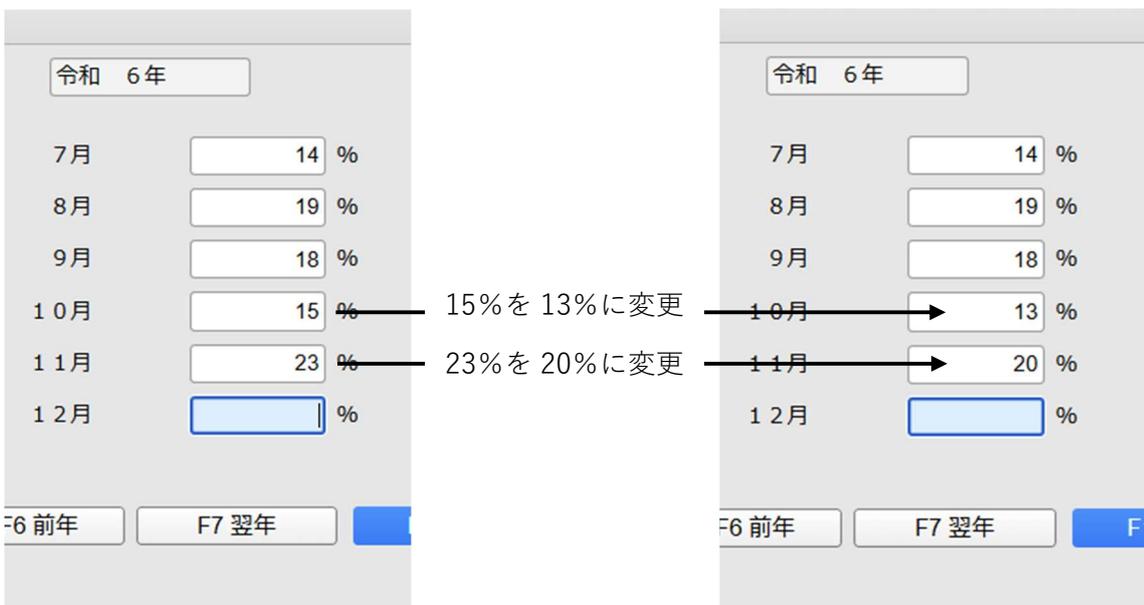
■令和7年2月適用分・3月適用分の設定方法について

ORCA に登録しているマイナ保険証利用率が「④オンライン資格確認件数ベース利用率」の場合は、
 「①レセプト件数ベース利用率」で再設定を行ってください

例：適用月が令和7年2月で、10月と11月に再設定が必要な場合

適用月が令和7年2月			
	①レセプト件数ベース利用率 R6年9月～11月診療分	④オンライン資格確認件数ベース利用率 R6年9～11月診療分	ORCA に設定する マイナ保険証利用率
9月	18%	15% (経過措置終了)	18%
10月	13%	15% (経過措置終了)	15% ⇒ 13%
11月	20%	23% (経過措置終了)	23% ⇒ 20%

・「91 マスタ登録」 > 「101 システム管理マスタ」 > 「1006 施設基準情報」 — 「F11 医療DX」で
 10月と11月のマイナ保険証利用率を再設定



※ 医療DX推進体制整備加算1～3の自動発生はマイナ保険証利用率の設定内容に応じて変更されますので、設定するタイミングにはくれぐれもご注意ください